指数先物取引

・東京証券取引所 CB 発動基準（08/11/25 以前）

・東京証券取引所 CB 発動基準（08/12/15 以前）

株価指数先物取引の各限月取引について，次の 1. から 4. に該当した場合，当該限月取引を 15 分間一時中断する．ただし，取引所が定める場合には，取引の一時中断を行わない．

1. 直前の約定指数（限月間スプレッド取引による約定指数を除き、当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合には、当該気配値段を含む）が，呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める第一値幅を超えて下っている場合
2. 直前の約定指数が、呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める第一値幅を超えて上回っている場合
3. 直前の約定指数が、呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める第二値幅を超えて下回っている場合
4. 直前の約定指数が、呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める第二値幅を超えて上回っている場合

基準値段	第 1 値幅	第 2 値幅	制限値幅
750 ポイント未満	50 ポイント超	75 ポイント超	上下 100 ポイント
750 ポイント以上 1,000 ポイント未満	75 ポイント超	110 ポイント超	〃 150 ポイント
1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満	100 ポイント超	150 ポイント超	〃 200 ポイント
1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	150 ポイント超	225 ポイント超	〃 300 ポイント
1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	200 ポイント超	300 ポイント超	〃 400 ポイント
2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	250 ポイント超	375 ポイント超	〃 500 ポイント
2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	300 ポイント超	450 ポイント超	〃 600 ポイント
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	350 ポイント超	525 ポイント超	〃 700 ポイント
3,750 ポイント以上	400 ポイント超	600 ポイント超	〃 800 ポイント

・実施基準のいずれかに該当した時刻が午 10 時 45 分以降である場合には，取引停止時間を午前立会終了時までの時間とする．

・東証は，市況等を勘案し，指数先物取引における取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には，全部又は一部の限月取引について第一値幅又は第二値幅を変更することができる．

次の場合には，一時中断措置は実施しない

第一値幅，第二値幅により一時中断措置を実施した後，午後立会 (半休日においては午前立会) 終了までに再度実施基準に該当した場合

午後 2 時 45 分から午後立会終了時まで又は午後 6 時 35 分からイブニング・セッション終了時まで (半休日においては午前 10 時 45 分から午前立会終了時まで) に実施基準に該当した場合

国債証券先物取引

国債証券先物取引の各限月取引について, 次の 1. または 2. に該当した場合, 15 分間売買を一時中断する.

1. 直前の約定値段（限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定値段を除く）または特別気配値段が，呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める値幅（中期及び長期国債先物については 2 円，超長期国債先物については 3 円）を超えて上回っている場合.
2. 直前の約定値段（限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定値段を除く）または特別気配値段が，呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める値幅（中期及び長期国債先物については 2 円，超長期国債先物については 3 円）を超えて下回っている場合.

・国債証券先物取引について，売買の一時中断が行われている場合は，当該一時中断されている限月取引に係る限月間スプレッド取引，立会外取引及び国債証券先物オプション取引についても，当該一時中断されている限月取引の一時中断措置が終了されるまでの間，取引を一時中断する.
・売買の一時中断中も注文は受け付ける.
・国債証券先物オプション取引の価格変動を理由とする一時中断は行わない.

次の場合には，一時中断措置は実施しない

一時中断措置を実施した後, 午後立会 (半休日においては午前立会) 終了までに再度実施基準に該当した場合

午後 2 時 35 分以降 (半休日においては午前 10 時 35 分以降) に実施基準に該当した場合